

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和6年3月7日 大津地方法務局高島出張所 登記官 河 井 恒 祐

記

- 1 手続番号 第1608-2022-0001号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
高島市新旭町饗庭字松田2158番